

児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名 :	東京都		
申請主体名 :	江戸川区		
区域の範囲 :	江戸川区の全域		
特区の概要 :	<p>江戸川区は、毎年約 6,000 人の子どもが出生している子育て世代が多い区である。これまでの早期発見・早期支援などの取組みにより、発達支援事業へのニーズが高まっており、それに応えるために新たに児童発達支援センターを設置する。</p> <p>同センターの給食を外部搬入することで、調理室スペースの最小化と訓練室・相談室の拡充をするほか、運営コストの合理化にもつながることで、センター全体の経営の安定と利用者のために療育の質の向上を図ることができる。また、給食の外部搬入の枠組みを活用することで、将来的に既存の児童発達支援事業所を地域の中核的な支援の拠点として、児童発達支援センターに移行することを通じ、利用者に対して身近な場所で相談から療育までの一貫した支援を行うことを目指す。</p>		
適用される規制の特例措置 :	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業		



個別訓練の様子（机上課題）



江戸川区発達相談・支援センター
(整備予定施設)